

監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 27 年(2015 年)12 月 14 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦
彦根市監査委員 馬 場 和 子

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 27 年 10 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
10 月 14 日	稲枝東幼稚園 稲枝東小学校 稲枝地区公民館 稲枝中学校
10 月 19 日	河瀬小学校 彦根中学校 高宮幼稚園 高宮小学校
10 月 20 日	高宮出張所 高宮地域文化センター 河瀬出張所 河瀬地区公民館

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
10 月 9 日	稲枝支所 みずほ文化センター 稲枝北小学校 稲枝西小学校

10月13日	南中学校 城陽小学校 城陽幼稚園
10月28日	荒神山自然の家 若葉小学校 中央中学校

2 監査の方法

各所属とも、平成27年度（平成27年8月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

小中学校、幼稚園、保育園については、すべての学校、園の監査が終了した段階で一括して結果を示すこととする。